

応募にあたっての注意事項～助成対象経費の考え方について～

(あきた中小企業みらい応援ファンド)

- 本事業は、共同研究による高度技術又は新商品の開発や高度技術を利用した製品の高付加価値化、生産工程の合理化、地域資源の開発などの取組みを支援するものなので、助成対象となる経費は、研究開発に直接使用するもの、必要なものとして適切であることが求められます。
- 製品の量産活動や販売活動に関しては、新規開発品か既存品に係らず、助成金の対象となりません。また、生産目的の設備や原材料、土地・建物などの不動産取得に係る経費や工業所有権等の無形固定資産は対象となります。
- おおよそは以下のとおりですが、当事業に申請される方は「自分の事業計画の中で要望する経費が当事業の支払い対象であるか否か」を必ずご確認・ご了承のうえ応募してください。

※以下の対象外支出については、実施後にその経費を請求しても支払われません。自己負担となります。そのほか、対象となるか不明な支出については予めセンターに確認してください。

1 消費税など課税される部分は対象外

助成金の支払いは全て、税抜き価格×助成率の金額（の積算）となり、合計額は、千円未満切り捨てとなります。

2 人件費は対象外

自社、申請者の工数人件費は対象になりません。

3 販売行為は対象外

- ・販売のための原材料費、加工費等々は全て対象外です。
- ・有償サンプルは対象外です。

4 生産目的の設備は対象外

- ・導入する機械装置等は、新商品等の研究開発に必要不可欠な物であって、生産目的の使用となる場合は全て対象外です。
- ・ファンドで導入した機械装置等で製造した物品の販売は厳禁です。

5 その他

- ・飲食費、お土産代は対象外。
- ・パソコン、事務用品など汎用性の高い物品は対象外です。
- ・外注費（委託費）は、助成対象経費の2分の1までが対象になります。